

健発0512第1号  
令和3年5月12日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長  
（公印省略）

新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業の実施について

標記については、「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱」（平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局長通知の別紙）により実施していただいているところです。今般、別添新旧対照表のとおり一部を改正し、令和3年4月1日から適用することとしましたので、通知いたします。

また、別紙の内容について御了知の上、貴管内の医療機関等への周知をお願いします。